**平成２２年（フ）第８１９６号**
大阪府箕面市新稲６丁目11番９号
債務者　坂脇　光雄
1　決定年月日時　平成22年12月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２２年（フ）第８３０８号**
大阪府池田市鉢塚１丁目８番10号
債務者　西崎　　均
1　決定年月日時　平成22年12月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２２年（フ）第８３１３号**
大阪市平野区長吉六反５丁目８番16―504号
債務者　淺野美香子
1　決定年月日時　平成22年12月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２２年（フ）第８６４６号**
大阪市城東区東中浜９丁目２番25―110号
債務者　竹本　さち
1　決定年月日時　平成22年12月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２２年（フ）第８７１１号**
大阪府豊中市刀根山１―６―５、住民票上の住所兵庫県明石市魚住町錦が丘１丁目１番地の１
債務者　三本　謙治
1　決定年月日時　平成22年12月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２２年（フ）第８７４９号**
大阪府東大阪市花園東町１丁目11番20号
債務者　大出奈緒美
1　決定年月日時　平成22年12月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２２年（フ）第８７９８号**
大阪府豊中市服部西町１丁目10番６号
債務者　西野　裕樹
1　決定年月日時　平成22年12月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２２年（フ）第８８１６号**
大阪府豊能郡豊能町川尻330番地の１
債務者　松原　一郎
1　決定年月日時　平成22年12月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２２年（フ）第８８２７号**
大阪府大東市三箇１丁目12番25号
債務者　川﨑　加奈（旧姓竹田）
1　決定年月日時　平成22年12月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２２年（フ）第８８４６号**
大阪市平野区平野西５丁目７番９号　606
債務者　福田由起子
1　決定年月日時　平成22年12月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２２年（フ）第８８９０号**
大阪府東大阪市下小阪３丁目４番11号
債務者　髙野利茂子
1　決定年月日時　平成22年12月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２２年（フ）第８９５３号**
大阪市東住吉区鷹合４丁目12番２号　プラザ鷹合207号
債務者　藤田　　孝
1　決定年月日時　平成22年12月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２２年（フ）第８９７６号**
大阪市東淀川区大隅１丁目６番48号　パラッツオフォルトゥーナ403号
債務者　香川　美和
1　決定年月日時　平成22年12月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２２年（フ）第９０２３号**
大阪府枚方市楠葉朝日１丁目２番43号
債務者　山本　昭人
1　決定年月日時　平成22年12月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２２年（フ）第９０２４号**
大阪府枚方市楠葉朝日１丁目２番43号
債務者　山本　好恵
1　決定年月日時　平成22年12月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２２年（フ）第９０３４号**
大阪府吹田市千里山東１丁目15番16―301号
債務者　羽田麻沙子（旧姓金田・森川）
1　決定年月日時　平成22年12月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２２年（フ）第９０３６号**
大阪市北区長柄中２丁目１番15号　202号室、住民票上の住所大阪市北区池田町８番17号天満池田町ハイツ502号室
債務者　渡邊　　博
1　決定年月日時　平成22年12月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２２年（フ）第９０３７号**
大阪市旭区赤川３丁目６番14号
債務者　小玉　　剛
1　決定年月日時　平成22年12月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部